

## 自動販売機による図書類の販売届・提出先等について

### 1 自動販売機による図書類の販売届

自動販売機で図書類を販売しようとするときは、使用する自動販売機ごとに、愛知県青少年保護育成条例及び同施行規則により知事に届出が必要です。

(注) 図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他映像若しくは音声記録されている物をいいます。

- \* 「磁気テープ」：録画テープ、録音テープ
- \* 「磁気ディスク」：磁気方式のビデオディスク、フロッピーディスク
- \* 「その他の物」：光ディスクの一種でコンパクトディスク、ビデオディスク

### 2 販売届等の手続き

販売届等の手続きについては、裏面の「各種の届出について」を、参照してください。

### 3 販売届等の提出先

| 自動販売機設置場所  | 提出先                              | 所在地・電話番号   |
|--|----------------------------------|--|
| 名古屋市   | 愛知県県民文化局<br>県民生活部<br>社会活動推進課     | 〒460-8501<br>名古屋市中区三の丸3-1-2 (本庁舎2F)<br>052-954-6175 (ダイヤルイン) |
| 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市  | 愛知県東三河総局<br>県民環境部総務県民課           | 〒440-8515<br>豊橋市八町通5-4<br>0532-54-5111                       |
| 新城市、北設楽郡   | 愛知県新城設楽振興事務所<br>県民防災安全課          | 〒441-1365<br>新城市字石名号20-1<br>0536-23-2111                     |
| 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡 | 愛知県尾張県民事務所<br>総務県民課              | 〒460-8512<br>名古屋市中区三の丸2-6-1<br>052-961-7211                  |
| 津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡  | 愛知県尾張県民事務所<br>海部県民事務所<br>県民防災安全課 | 〒496-8531<br>津島市西柳原町1-14<br>0567-24-2111                     |
| 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡  | 愛知県尾張県民事務所<br>知多県民事務所<br>県民防災安全課 | 〒475-8501<br>半田市出口町1-36<br>0569-21-8111                      |
| 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、額田郡                                   | 愛知県西三河県民事務所<br>総務県民課             | 〒444-8551<br>岡崎市明大寺本町1-4<br>0564-23-1211                     |

連絡先 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課 青少年グループ  
電話 052-954-6175 (ダイヤルイン)

## 各種の届出について

| 届出書類名         | 提出するとき  | 提出する書類   | 提出部数           | 備考  |
|---------------|---|--|----------------|---|
| 1 販売届<br>様式第3 | 1 自動販売機を新設するとき<br>2 自動販売機の設置場所を変更しようとするとき<br>3 既設の自動販売機を取り替えようとするとき（自動販売機の新品・中古を問わない）   | 1 販売届<br>2 添付書類<br>① 管理者・設置場所提供者の承諾書<br>② 管理者の住民票の写し       | 2部<br>1通<br>1通 | 1 承諾書は1枚の用紙で、管理者と場所提供者の両方が書きます。<br>2 「設置場所の提供者」は、地主から土地を使用することについて適正な権原を得ているもの（借地者等）も含まれます。   |
| 2 変更届<br>様式第4 | 届出事項（販売者・設置者・管理者）に変更があったとき<br>（注）<br>① 販売者の変更は、販売者が法人の場合の名称、代表者、所在地、電話番号の変更があったときに限ります。<br>② 法人の組織変更の場合の手續きについては、県の受付機関に問い合わせてください。 | 1 販売者についての変更届<br>① 変更届（住所・氏名・電話番号の変更）<br>② 添付書類 なし         | 2部             | 氏名は、販売者が法人である場合の代表者の変更に限ります。（販売者が個人の場合は、氏名の変更でなく、従来の販売者の廃止届と新しい販売者の販売届の両方が必要です。）<br>住所・氏名・電話番号を記入する。<br>1 住所・氏名・電話番号を記入する。<br>2 設置場所の提供者の承諾書部分は斜線で消す。 |
|               |   | 2 設置者についての変更届<br>① 変更届（住所・氏名・電話番号の変更）<br>② 添付書類 なし         | 2部             |   |
|               |   | 3 管理者についての変更届<br>① 変更届<br>② 添付書類<br>ア 住民票の写し<br>イ 承諾書（管理者） | 2部<br>1通<br>1通 |   |
| 3 廃止届<br>様式第5 | 図書類の自動販売機による販売をしなくなったとき<br>① 撤去したとき（修理・改造等で一時的に取り外した場合は除く）<br>② 届出済の自動販売機を取り替えたとき（新品・中古品を問わない。）<br>③ 撤去はしないが、販売を中止したとき              | 1 廃止届<br>2 添付書類 なし   | 2部             | 届出事項に変更があった場合は、最新のものを記入する。  |